

<p>国鉄改革完遂！ 当たり前の労働運動 を前進させよう！</p> <p>J R 東海労に 結集しよう！</p>	<p>J R 東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部 静岡市葵区黒金町 68 NTT 054-284-3608 FAX 054-284-6365 発行責任者 植松 昌彦 2017年10月17日 No. 6</p>
---	-----------------------------	-----------	--

関連会社でパワハラ発生！？

13分前出勤で、なぜ責められなければならないのか！！

静岡支社管内の関連会社で、現場長が出勤時刻の13分前に出勤した若い社員に対して「出勤遅延未遂」と責め立てたことが明らかになりました。その後、その若い社員は、退職してしまいました。

13分前の出勤がなぜ「出勤遅延未遂」になるのでしょうか？叱責するほどの事象なののでしょうか？そもそも「出勤遅延未遂」というのは何ですか？本人は仕事の自覚を持って出勤しているのです。

これがきっかけで退職したとしたら、若手社員は相当なパワハラを受けたことが容易に想像できるのではないのでしょうか？

現場長は、若手社員の将来を台無しにしたといえます。このような現場長を許せますか？猛省するべきだと思いませんか？

ちなみに、この現場長は、『J R 東海労ニュース』No.2210 に出てくる管理者と同一人物です。

「現場管理者にはコミュニケーションが重要だと指導教育をしている」

JR東海労本部・本社の団体交渉でのパワハラに関する会社発言